

## 季節調整法の適用について（指針）（平成9年6月20日統計審議会了承）

一般に、季節調整法について理論的に評価することは難しいが、季節調整法検討小委員会において4種類の季節調整法（X-11, MITI法, X-12-ARIMA, DECOMP）について検討を行ったところ、統計作成機関が今後季節調整法を運用していく上で参考になると思われる結果が得られた。また、統計利用者側の利用環境が変化し、様々な分析が可能な状況となっており、それに伴い統計情報に対する需要も増大している。これらの点にかんがみ、各種統計・指標系列に係る季節調整法の適用については、次のとおり推進するものとする。

- 1 季節調整法を適用する場合は、センサス局法X-12-ARIMAなど、手法の適切性について一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する。統計作成機関は、適用する手法を選定した理由を明らかにする。
- 2 季節調整法を適用する際の推計に使用するデータ期間、オプション等の選定に当たっては、それぞれの系列に対して統計作成機関において適切と考えられ、客観性が保たれる基準を採用し、継続的に使用する。
- 3 データの追加又は期間の追加に伴って、オプション等の変更又は過去の季節調整値の変更を実施する頻度については、あらかじめ統計作成機関において基準を定め、利用者の利便性を考慮し、継続的にその基準を使用する。
- 4 適用している季節調整法については、その名称、推計に使用しているデータの期間、オプション等の選択基準、選定したオプション等の季節調整に関する情報を報告書等に掲載する。  
また、適用している季節調整法、オプション等の選択の基準等の変更を行う場合は、変更の趣旨及び変更後の手法、基準等についても、報告書等に掲載する。
- 5 統計作成機関は、季節調整法に関する情報について、別途定める様式に従い、統計基準部に提出することとする。  
統計基準部は、統計作成機関から提出された各々の情報について、一覧性のある資料に取りまとめて、一般に開示する。